

正会員会費納入に関する基準

公益社団法人厚木市シルバー人材センター正会員会費納入に関する基準について次のとおり定める。

- 1 正会員は、定款第7条の規定によりセンターの活動に必要な経費に充てるため總會において別に定める会費を支払わなければならない。
- 2 正会員は、会費規程第2条の規定により一事業年度に納入する会費の額は、年額3,000円とする。
ただし、特別な事情による場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。
- 3 正会員は、会費規程第4条の規定により毎事業年度1回を6月末までに納入するものとする。ただし、新規入会者については、入会承認後、15日以内に納入する。
なお、当該年度の前年度までに登録した正会員は、毎事業年度の4月末までに継続又は退会の意思を示し、退会の意思を示さない場合は継続の意思を示したものとし、6月末までに会費を納入する。また、退会の意思を示した場合は退会届を4月末までに提出し、会費は徴収しない。
- 4 納入期限までに会費を未納の正会員が、督促を行ってもなお何の意思を示さず、指定した日までに会費を納入しない場合については、当該会員が退会の意思を示したものとして、退会の手続きを行うことができる。
- 5 センターは、定款第11条の規定により正会員はその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 6 この基準は、平成24年4月1日から施行する。